



長野県報

8月28日(木)
平成15年
(2003年)
第1486号

目 次

規則

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境自然保護課）	1
農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則（農政課）	2
農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（農政課）	2
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築管理課）	2

告示

救急病院等を定める省令に基づき認定した救急病院（医務課）	3
昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部改正（農政課）	3
昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定）の一部改正（農政課）	3
道路の区域変更（道路維持課）	4
過疎地域自立促進特別措置法に基づき長野県が実施する市町村道の改築工事（道路維持課）	4

公 告

一般競争入札（3件）（管財課）	4
表彰（生活文化課）	7
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（5件）（生活文化課NPO活動推進室）	7
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農村整備課）	8
狩猟免許試験の実施（森林保全課）	8
長野県都市計画公聴会の開催（3件）（都市計画課）	9
長野県都市計画公聴会の中止（6件）（都市計画課）	13
都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	13
一般競争入札（自律教育課）	14
一般競争入札（教学指導課）	15
一般競争入札（会計課）	16

訓 令

平成15年9月1日付け別に人事通知書を交付されない者について（義務教育課）	17
---------------------------------------	----



長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第47号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号のサ中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定」を「指定」に改める。

第64条第1項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号のサの改正規定は、公布の日から施行する。

環境自然保護課

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第48号

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

農業災害補償法施行細則（昭和31年長野県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農政課

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第49号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和28年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農政課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第50号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道長野線の項及び高速自動車国道関越自動車道上越線の項中「更埴都市計画」を「千曲都市計画」に改め、同表の一般国道18号の項中「埴科郡戸倉町」を「千曲市」に改め、同表の一般国道19号の項中「東筑摩郡生坂村道1級1号線のうち東筑摩郡生坂村道西158号線」を「東筑摩郡生坂村道2級7号線」に、「東筑摩郡生坂村道2級8号線」を「東筑摩郡生坂村道1級3号線」に改め、同表の県道上田丸子線の項中「上田市道横山神畑線」を「県道鹿教湯別所上田線」に、「上田市大字小島字下小島574番の10地先」を「上田市大字小島字下原701番の1地先」に改め、同表の北陸新幹線の項中「更埴都市計画」を「千曲都市計画」に改め、同表の篠ノ井線の項中「更埴市大字八幡字柳田日影7366番の6地先から更埴市道9485号線」を「千曲市大字八幡字柳田日影7366番の6地先から千曲市道9485号線」に改める。

別表第3の一般国道18号の項中

2 埼科郡戸倉町の区域内

一般国道18号のうち埼科郡戸倉町道332号線との交差点から埼科郡戸倉町道1-14号線との交差点までの区間の更埴市に向かって右側しなの鉄道線まで及び左側200メートル以内の地域（別表第4の戸倉駅前広場の許可地域に係る区域を除く。）

3 更埴市の区域内

2 千曲市の区域内

(1) 一般国道18号のうち千曲市道332号線との交差点から千曲市道1-14号線との交差点までの区間の長野市に向かって右側しなの鉄道線まで及び左側200メートル以内の地域（別表第4の戸倉駅前広場の許可地域に係る区域を除く。）

に、「(1) 一般国道18号、県道白石

更埴線」を「(2) 一般国道18号、県道白石千曲線」に、「更埴市道1000号線」を「千曲市道1000号線」に、「更埴市道1100号線」を「千曲市道1100号線」に、「(2) 県道白石更埴線」を「(3) 県道白石千曲線」に、「更埴市道2193号線」を「千曲市道2193号線」に、「(3) 次に」を「(4) 次に」に、「うち県道白石更埴線」を「うち県道白石千曲線」に、「更埴市大字屋代1902番地1地先）から更埴市道4228号線」を「千曲市大字屋代1902番地1地先）から千曲市道4228号線」に、「市道1000号線の」を「千曲市道1000号線の」に、「更埴市道1050号線」を「千曲市道1050号線」に改め、同表のしなの鉄道線の項中「更埴市道1060号線」を「千曲市道1060号線」に、「県道白石更埴線」を「県道白石千曲線」に改める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

建築管理課